

ポイント事業3 地域通貨促進ポイント事業について

地域通貨の促進を目的に町が指定するアプリをインストールし、登録すると**3,000**ポイントを付与します。

【要件】

- 町が指定するアプリをインストールすること
- デジタル地域通貨アプリ「chiica」(チ-カ)の登録
- 健康アプリ「まるけん」の登録
- 大崎町公式LINEの登録

アプリ登録締切
令和8年3月31日まで

【ポイント】 ※1ポイント=1円

- 要件を満たした場合 **3,000**ポイントを付与！

加盟店で
3,000円分の
お買い物ができます！



※chiica(チ-カ)の達成条件は、登録時に**必ず、氏名、生年月日、性別、住所を入力**することと**アプリへのポイント移行が必須**になります。

※インストール方法や設定方法は、「オオサキポイントカード」に同封する手順書をご覧ください。

※地域通貨促進ポイント事業の申請は不要です。デジタル地域通貨「chiica」、健康アプリ「まるけん」の管理画面で登録情報を確認し、自動でポイントを付与します。

※対象者を月末にとりまとめ、翌月中旬までにポイントを付与します。

※不備がある場合でも役場からは連絡はおこないませんので、各種要件をご確認のうえ設定をおこなってください。

ポイント事業4 町制施行90周年記念ポイント還元事業について

chiica(チ-カ)アプリやオオサキポイントカードに現金をチャージするとチャージ額の**10%**分のポイント(年度上限**5,000**ポイント)を即時に還元します！ **(令和7年12月1日からチャージ可能)**

【チャージ期間】 令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

【チャージが可能な場所】

- ・セブンイレブンのセブン銀行ATM(※全国のセブンイレブンでチャージ可能です)
 - ・大崎町役場 1階特設窓口及び野方支所窓口
- ※チャージの方法は、「オオサキポイントカード」に同封している手順書をご覧ください。

【利用対象】

どなたでも利用できます(スマホアプリ「chiica」(チ-カ)利用者・オオサキポイントカード利用者)

【チャージ額】

1人あたり 50,000円まで(年度上限**5,000**ポイント)

例) 50,000円をチャージすると → 5,000ポイント還元(上限)

【有効期限】 例) 50,000円チャージした場合

- ・チャージ額分 …… チャージした日から2年間
(チャージした50,000ポイント)
- ・還元ポイント分 …… 令和8年3月31日
(還元ポイントの5,000ポイント)

【利用可能店】

※加盟店は、町のホームページやchiica(チ-カ)アプリからご覧いただけます。

町制施行90周年記念

10%

ポイント還元

お問い合わせ先 ☎476-1111(234・235・236)

「地域通貨促進ポイント」「ポイント還元事業」に関するお問い合わせは、役場商工観光課商工振興係まで